

毎年8月は、農地パトロール月間

農業委員会の重点事業の一つは、「遊休農地発生の未然防止」の取り組みです。

日頃から、各地域の農地利用状況、実態把握、違反転用の確認等を目的に、パトロールを実施しております。

特に、8月はパトロールの強化月間ということで、8月18日から20日にかけて、町内全4地区のパトロールを実施しました。



農地所有適格法人報告書

農地所有適格法人とは、農地法で定められている要件を満たしていることにより、農地を買ったり借りたりすることが出来る法人のことです。
この農地所有適格法人は、年に1度、「法人報告書」を提出しなければなりません。

◆提出書類

①法人報告書

②損益計算書などの収支が確認できる書類

◆提出期限

事業年度終了後、3ヶ月以内

◆提出先

農業委員会事務局、又は
農業委員会忠類支局